

沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県警察職員の定員に関する条例（昭和47年沖縄県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「2,594人」を「2,657人」に、「102人」を「104人」に、「212人」を「215人」に、「1,496人」を「1,534人」に、「784人」を「804人」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年2月19日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

ストーカー事案及び配偶者等からの暴力事案の対策を強化するとともに、我が国を取り巻く国際情勢の変化への的確な対応を図るため、警察官の定員を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。